

住まいの確保・再建のための支援

被災者生活再建支援制度

企画課被災者支援室（☎62-5367）

市が実施した被害状況調査で、全壊、大規模半壊のいずれかの被害と認定された世帯に対し、支援金が支給されます。

被害状況の調査結果は、市が発行する「被害認定通知書」で確認してください（被害認定通知書の発行に当たっては、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく調査が必要です）。

* * *

【支援金の支給額】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

(1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支

給する支援金）

(2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

世帯区分および被害区分		基礎支援金 (1)	加算支援金 (2)		計 (1) + (2)
複数世帯 (世帯の構成員が2人以上)	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単身世帯 (世帯の構成員が1人)	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円

※自己所有の住宅に限らず、借家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅を所有していても実際に居住していない場合は対象外）。

※賃借については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

※住宅が大規模半壊または半壊の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくと非常に危険であるなどの理由により、やむを得ず解体した場合は全壊として扱います。